

## 生き方相談業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

多様化する生き方の中で女性・男性それぞれが抱えるさまざまな問題や悩みに対し、男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた相談員が相談に応じ、相談者自ら問題を解決していけるよう援助する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 生き方相談業務
- (2) 業務場所 市指定場所
- (3) 業務内容 別紙「生き方相談業務委託仕様書」による
- (4) 業務履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

船橋市市民協働課は、男女共同参画社会の形成に関する相談として「女性の生き方相談」及び「男性の生き方相談」を実施している。これらの相談業務の実施に際し、男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた相談員が相談に応じ、相談者自ら問題を解決していけるよう援助するという高度な専門性が求められることから、「船橋市業務委託プロポーザル実施要綱」第3条第1号及び第2号に該当するものとしてプロポーザル方式を採用する。

### 4 プロポーザル方式の方法及び理由

男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた相談員が相談に応じ、相談者自ら問題を解決していけるよう援助するという高度な専門性を要し、当該相談業務と類似した事業実績を求めるため、公募型とする。

## 5 事業スケジュール

日程	予定内容
令和6年1月12日（金）	公募開始
令和6年1月24日（水） 午後5時まで	提案に関する質問の受付
令和6年1月30日（火）	質問に対する回答
令和6年2月2日（金）	参加申込書の提出〆切（必着）
令和6年2月15日（木）	参加資格確認結果通知
令和6年2月29日（木）	提案書の提出〆切（必着）
令和6年3月11日（月）	プレゼンテーション ヒアリング（必要に応じて行う）
令和6年3月11日（月）	審査【受託者決定】
令和6年3月13日（水）	審査結果通知

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

## 6 参加要件・参加申込方法等

### (1) 参加要件

次の要件をすべて満たすことができる法人格を有する団体とする。

- (a) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (b) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (c) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (d) 業務履行期間中、同じ相談員を業務に従事させることが出来ること。
- (e) 当該相談業務に類似する業務の実績を有していること。

### (2) 参加申込方法

- (a) 提出書類  
参加申込書

(b) 提出方法

郵送又は持参

- ① 郵送の場合 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
船橋市役所 市民生活部 市民協働課あて
- ② 持参の場合 船橋市役所4階 市民協働課

(c) 提出期間

令和6年1月12日（金）～令和6年2月2日（金）必着

(d) 結果通知（参加申込の承認）

参加資格要件の審査結果は、応募のあった業者に令和6年2月15日（木）に通知する。

## 7 提案限度額

¥3,324,200円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

また、人件費及び業務場所への往復交通費、資料作成費等、業務に係るすべての費用を含むものとする。

## 8 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、評価委員会が提出書類及びプレゼンテーションを審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

評価基準は別に定める「生き方相談業務委託の提案業者評価基準」によるものとし、各評価委員の順位点を合計し、第1順位の者を受託候補者として選定する。

ただし、順位点を合計した第1順位の者が複数いる場合は、順位点を合計する前の内訳を比較し、1位とした評価委員が多い者を受託候補者として選定する。さらに、順位の獲得数にも差がない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い者を受託候補者とする。

評価項目	評価の着眼点
①業務の実施方針の妥当性（20点）	(一)実施方針に、相談業務を行うにあたり、男女共同参画の視点を持って行う姿勢が示されているか。 (二)相談業務の実施に向けた意欲や熱意があるか。
②業務実施体制の適切性（30点）	(一)継続して安定した業務の提供が可能か。 (二)業務向上のための研修体制は構築されているか。 (三)相談者のプライバシーの守秘及び相談内容の保守体制は構築されているか。
③相談員の業務実施能力（25点）	(一)相談員の類似業務における実績は十分にあるか。知識や技術は信頼できるか。 (二)カウンセラーの資格等業務の実施にあたって十分な資格を有しているか。
④業務実績の妥当性（15点）	(一)自治体における類似業務の受託経過から、本業務委託の趣旨を理解し業務の遂行が見込めるか。
⑤社会的信頼性（10点）	(一)人の行動指針などから、社会貢献性等が見られるか。

上記の評価項目を基準に参加者や相談員の業務実施能力などの総合的に判断して受託業者を選定する。※カッコ内の数字は配点（100点満点）

## 9 提案方法等

### (1) 質問方法及び期間

#### (a) 質問方法

電子メールにて事務局あてに送付すること。

メールアドレス：danjo@city.funabashi.lg.jp

※ 送付した際は、事務局（436-2107）に電話し到着確認をすること。

※ 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数、参加業者名、評価委員等）は受け付けないこととする。

#### (b) 質問期間

令和6年1月12日（金）から令和6年1月24日（水）午後5時まで

(2) 質問への回答

(a) 回答方法

本市のホームページ上に公表する。

(b) 回答日

令和6年1月30日（火）

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

① 提案書

② 相談員の名簿

※ 本業務に派遣予定の相談員を含めたカウンセラーや臨床心理士などの資格を有する者の氏名、性別、年齢、資格の名称を記載したもの。

③ 参考資料

※ 参考資料について、ない場合は添付の必要はないものとする。

(4) 提案書の作成方法

提案書の提出は指定された様式により作成し、すべてA4版（A3折り込み可）で可能な限り両面印刷しページ番号を付して提出すること。

A 法人概要

① 構成人数

法人全体の構成人数を記載すること。また、「うち有資格者」欄にはカウンセラーや臨床心理士など資格を有する相談業務に携われる者の人数を記載すること。

② 事業概要

本業務委託を含めた法人全体の相談体制を記載すること。

③ 主な類似業務の実績

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の本市の生き方相談に類似する業務を直近の5件まで記載すること。

B 連絡責任者

提出する本業務委託の企画提案書の内容について説明できる者を記載すること。

C 業務の実施方針

業務実施にあたる際の基本方針（取組みの視点等）を記載すること。

#### D 業務体制

業務を提供するにあたり、人員体制や研修制度、相談員に対する教育方針（内容）等を具体的に記載すること。

#### E 派遣予定相談員の経歴

※ 本業務委託における予定の相談員を各2名以上記載すること。なお、担当者は原則変更できないものとする。

※ 「生年月日」の年齢欄は、令和6年3月1日現在で記載すること。

#### F 業務実績

「9(4)A③主な類似業務の実績」に記載の留意事項を参考に、民間企業や自治体における主な相談業務の受託実績を記載すること。

#### G その他（法人のセールスポイントなど）

法人又は業務の提供に際してのセールスポイントを記載すること。

#### H 参考見積書

年間総額は、各相談の合計（イ、ホ）に諸経費等（ト）と消費税及び地方消費税相当額（リ）を積算のうえ記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は10%として積算すること。相談料計（イ+ホ）は、「2(4)業務履行期間」に記載の日数に基づき積算することとする。なお、年間総額が「7 提案限度額」を超える提案は無効とする。

#### (5) 提出書類の提出方法

郵送又は持参

① 郵送の場合 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 市民生活部 市民協働課あて

② 持参の場合 船橋市役所4階 市民協働課

#### (6) 提出書類の部数

6部

※ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

※ 提出後の書類の追加・変更は認めないものとする。

#### (7) 提出期限

令和6年2月29日（木）必着

#### (8) プレゼンテーション

(a) 出席者

1社3名以内とする。

(b) 実施時間

1社40分以内とする。(セッティング及び撤去に係る時間を含む)

(c) 実施者

本業務を受託した際に担当を予定する者が行うことが望ましい。

(d) 貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクターとする。以上の物品のなかで必要な物品がある場合、前もって事務局に相談すること。

## 10 結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

## 11 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。（参加業者が2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。）

## 12 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 参考見積書の金額が、提示した「7 提案限度額」を超える場合。
- (4) 提案書に記名のない場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

## 13 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する際は、辞退届をプレゼンテーション実施の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された

時に提示する。

#### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者の負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、個人情報等の不開示情報等に関してはこの限りではない。
- (5) 参加者は、複数の提案書を提出することはできない。
- (6) 提出書類について、この書面に示した条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。
- (7) 提案書に記載した相談員は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等やむを得ない理由により変更する場合には、事前に本市へ届け出て了解を得る必要がある。その際には、従前の相談者と同等以上の資格・実績を有することを示す証拠書類を提出すること。
- (8) 本プロポーザルに係る業務委託は、当該業務に関する令和6年度予算が成立しない場合は、実施しない。また、このことに伴い参加業者や受託候補者に損害が生じた場合にあっても、市はその損害を一切負担しない。
- (9) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (10) 参加業者は、本プロポーザルに係る要領等の内容について、また審査結果に対する異議を申し立てることは出来ない。

#### 15 事務局

船橋市役所 市民協働課 男女共同参画係



担当者 石合

電話場番号 047-436-2107

FAX番号 047-436-2299

メールアドレス danjo@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行日)

この要領は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

(失効日)

この要領は、契約締結の日をもって、その効力を失う。